

質問事項回答書

(業務名) あま市旧本庁舎跡地利活用検討支援業務

(受付期間) 4月17日(木)から4月30日(水) 午後5時まで

- 表頭「該当箇所」及び「質問事項」については、ご提出頂いた質問書の内容を転記しております。
- 類似する質問をまとめて掲載しているため、ご提出頂いた質問書の順番とは異なります。

No.	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領3、4、5頁	提出書類（参加申込み、企画提案書等）について、正本および副本の綴じ方について指定はございますでしょうか。	指定はありません。
2	実施要領P4 9. 企画提案書等の提出	企画提案書の文字サイズは、指定はなく、一般的に読みやすい文字サイズ（10.5pt以上）という理解で問題ないか。※図表等に用いる文字はこの限りではない。	お見込みのとおりです。
3	実施要領P4 9. 企画提案書等の提出	スケジュール等の作成にあたり、A4版横向きでの作成は問題ないか。	問題ありません。
4	実施要領5頁	提案のプレゼンテーションの参加人数の制限はございますでしょうか。	管理技術者及び主たる担当技術者を含め、6名を上限とさせていただきます。
5	実施要領P5 10. 提案のプレゼンテーション	配置予定の管理技術者又は主たる担当技術者を含み、出席者の上限は設けられているか。	No.4を参照してください。
6	プロポーザル実施要領	「10(3)プレゼンテーションの実施者」として管理技術者と主たる担当技術者の説明が義務づけられていますが、その他に担当技術者の同席は可能でしょうか。また人数制限はありますでしょうか	その他の担当技術者の同席も可能ですが、管理技術者及び主たる担当技術者を含め、6名を上限とさせていただきます。

No.	該当箇所	質問事項	回答
7	業務仕様書1、2頁	6業務項目の検討を進めるあたり、敷地関連データ（測量、地盤調査、ボーリング調査等のデータ）や既存建物関連データ（図面、申請等資料）等はご提供頂けますでしょうか。もし当該データが存在しない場合でも、今回業務では当該敷地調査等を行う必要はなく、6業務項目(6)募集選定業務支援②にある不動産調査等によって、受託者側に関係情報をご提示頂けると考えてよろしいでしょうか。	敷地関連データ、既存建物関連データ及び市が実施する不動産調査のデータ等は、契約締結後に提供させていただきます。なお、データが存在しない場合でも、本業務にて補完的な追加調査を行う予定はありませんが、状況によっては、ご相談させていただく場合があります。
8	業務仕様書2頁	6業務項目(4)地区計画策定に向けた基本要件の整理、を行うにあたって、地区計画策定に関係する行政部署との相談、協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	市職員とともに、関係機関協議に都度随行していただくことを想定しております。
9	業務仕様書2頁	6業務項目(4)地区計画策定に向けた基本要件の整理、を行うにあたって、今回業務では、地区計画策定の際には必要となる可能性がある、対象地の周辺地権者への説明、意見聴取等は行わないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、今後地区計画を策定する上で、利活用事業者選定の際の募集要項に記載が必要となる内容を、ご提案いただきたいと考えております。
10	業務仕様書2頁	6業務項目(4)地区計画策定に向けた基本要件の整理、について、あくまで「基本要件の整理」であり、地区計画策定に向けては必要となる可能性がある各種調査（交通量、環境影響等）は今回業務では行わないと考えてよろしいでしょうか。	No.9を参照してください。
11	業務仕様書6(4)	「権利者意向・・・」とありますが、ここでの権利者とは土地所有者である貴市を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	業務対象地には、市有地のほかに借地も含まれることから、本市のみを指すものではありません。
12	実施要領P2 6. 業務項目 (4) 地区計画策定に向けた基本要件の整理	地区計画の想定範囲は、本業務の「対象地」と同一となる想定か。仮に想定範囲が異なる場合は、範囲をお示しいただくことは可能か。	地区計画の想定範囲は、本業務における検討を経て決定する予定です。従って、現時点でお答えできません。
13	業務仕様書2頁	6業務項目(6)(7)に関して、本業務は募集要項（案）作成や基本協定書（案）等作成まで、実際の事業者募集・選定や契約手続きに関する支援等は含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	該当箇所	質問事項	回答
14	業務仕様書2頁	6 業務項目(6)募集選定業務支援②について、不動産鑑定を含む不動産調査は市にて実施し、受託者はその実施に必要となる条件等の助言等を行う、と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	業務仕様書 6 (6) ②	ここでの「借地料」とは土地所有者である貴市と事業者との間の借地料であって、市以外の土地所有者と貴市との間の借地料ではないとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
16	会社概要書 (様式第3号)	当社は貴市の入札参加資格者名簿に支店名等をつけて登録しています。様式第3号での「商号又は名称」は業者登録の名称とは異なる（支店名等を付記しない）、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	会社概要書 (様式第3号)	当社では、本社の代表番号を廃止しています。そのため電話番号の欄は、支社等の番号の記載でもよろしいでしょうか	電話番号の欄は、支社等の番号の記載で問題ありません。
18	様式第4号	様式第4号業務実績調書について、契約金額は守秘義務の観点から非開示とさせていただいてよろしいでしょうか。	原則、円単位での記載をお願いしたいところですが、守秘義務の観点から、百万円単位（100万円未満切り上げ）での記載も可とさせていただきます。
19	業務実績調書 (様式第4号)	業務実績について、契約書等の証跡の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。また期間（過去〇年など）は問わないという理解でよろしいでしょうか。	契約書等の証跡の添付は不要ですが、期間については、令和2年度から令和6年度までとさせていただいております。
20	業務履行体制表 (様式第5号)	管理技術者等が資格を有する場合、それを証する書類の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	実施要領P3 8. 参加申込み ②業務実績調書	事業者選定支援業務は、類似業務に該当するという理解で良いか。類似業務の定義をお示しいただきたい。	類似業務の定義ですが、公共施設跡地における潜在可能性を調査し、利活用事業者選定の際に必要となる各種資料（募集要項等）を作成する業務を想定しております。単に、業者選定の支援のみを行う業務は、類似業務に該当しません。

No.	該当箇所	質問事項	回答
22	実施要領P 3 8. 参加申込み ②業務実績調書	現在、他自治体案件において、公共施設利活用の導入可能性調査及び事業者選定支援業務を履行中である。昨年度、既に導入可能性調査業務の取りまとめを行い中間納品を終えたが、実績に含めても問題ないか。	令和2年度から令和6年度までに、国又は地方公共団体が発注する公共施設跡地の利活用検討に係る業務を元請けとして受注し業務を完了した実績が必要となります。従いまして、中間納品の終了では、実績に含めることはできません。
23	様式第6号	業務従事者調書は、様式にある通り「管理技術者」と「主たる担当技術者」のみを作成すればよく、その他の担当技術者（担当技術者②～⑤）については作成不要と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	業務履行体制表 (様式第6号)	「主たる担当技術者」以外（担当技術者②等）は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	その他	業務遂行にあたり、庁内検討委員会等の立上げはされているか。もしくは、今後、業務期間中の立上げの予定はあるか。	現時点で、業務期間中に庁内検討委員会等を立ち上げる予定はありません。